

お願い!!

枝木の処分方法について

枝木	直径10cm以内で、 少量(2袋程度)	燃える	袋に入れること/リサイクルのためできるだけ持ち込みによるチップ化を
せん定枝	チップ資源	持ち込み	葛巻資源回収棟、または清掃センターへ(9~10ページ参照) 葉がついていないもので、直径1cm以上10cm以下、長さ1m以内 に限る

※「ごみの分け方・出し方ガイドブック」より抜粋

◎枝木を大量に清掃センターへ持ち込む場合

- ・直径が10cm以下、長さが1m以内に限る
- ・幹・切り株は持ち込み不可

◎剪定枝の処分方法

- ・葛巻資源回収棟または清掃センターへ直接お持ち込みください。
- ・剪定枝をチップ化してリサイクルできるような形で持ち込みにご協力をお願いします。

◆チップ化できる剪定枝◆ ⇒ 無料で引き取ります



- ★太さが1cm~10cmで、長さが1m以下のもの
- ★棒状に剪定したもの ★葉がついていないもの
- ★腐っていないもの ★枯れていないもの
- ★チップ化に適した木であるもの(松などの針葉樹、ドウダン、シュロ、生垣の木、つるの木はチップ不可)

◆チップ化できない剪定枝◆ ⇒ 有料になります



- ～上記の規格に当てはまらない剪定枝～
- ★少量の場合は、「燃えるごみ」として町内のごみステーションに出してください。(1回につき2袋程度)
- ★大量の場合は清掃センターに持ち込み出来ます。
- ※処理手数料は10kgあたり100円
(以降 10kgごとに100円加算)